

①の旅程保証責任については、下記のような場合、旅行会社は過失がなくても、責任を負うこととなります。ただし、範囲が限定され金額も少なくなります。

<旅程保証が適用される場合の一例>

- 旅行開始日又は旅行終了日の変更
例：7月1日出発の韓国ソウル5日間ツアーの出発が7月2日になり旅行日程が短くなった。
- 入場する観光地又は観光施設(レストラン含む)その他の目的地の変更
例：契約書面で「〇〇レストランでフランス料理の夕食」と書かれていたのに、別の××レストランに変更になってしまった。
- 日本発着便の出発又は到着の空港の変更
例：確定書面で関西空港出発の予定だったのに、突然、伊丹空港からの出発になった

相談事例

- ツアー出発が近付いたのに、最終日程表が届かない。**
最終日程表は確定書面と呼ばれ、確定した航空便や宿泊先などを知らせるものです。標準旅行業約款では、出発日の前日までに届けばよいことになっています。
- 申し込んでいたツアーが、最少催行人員に満たないので催行中止になってしまった。**
最少催行人員とは、ツアーを催行するための最低限必要な人数のこと。申込者が設定人員に満たない場合、旅行会社は出発の前日から数えて24日前まで(年末年始などのピーク時は、34日前まで)に申込者に通知をすればツアーを中止できます。
- 友人と2人で申し込んだツアー。出発前に友人がキャンセル。友人にはキャンセル料、私には1人部屋追加料金が掛かると言われた。**
「2人1室」の契約が、友人のキャンセルにより「1人1室」の契約に変更。キャンセルした友人は取消料、1人で参加する方は1人1室利用で、1人部屋追加料金の請求を受けます。
- 電車に乗り遅れ集合時間に遅刻。ツアーに参加できなかったので料金を返してほしい。**
連絡もせずに出発時間に遅れ旅行に参加できなかった場合、キャンセル料は100%。やむを得ず集合時間に遅れる場合は、必ず契約時に知らされている緊急連絡先に連絡しましょう。

契約前にしっかり確認しましょう

- 日程 経路、観光地(入場観光/下車観光/車窓観光)はどうか。
- 旅行代金 海外旅行の場合、燃油サーチャージ*や空港諸税が含まれているか、観光施設の入場料は別途支払かどうかなど
※燃油サーチャージは、航空会社、搭乗区間、出発日より異なる。
- 交通機関 利用する航空会社(直行便/経由便/乗継便/コードシェア便)はどうか。
- 利用するホテル ホテルランク、部屋の条件はどうか。
- 添乗員の有無 添乗員は同行しないが、現地係員が案内するかどうかなど
- パスポート 最終日程表のローマ字綴りが同じか。有効期限の確認など



日本で旅行会社が旅行業を営むには登録が義務付けられ、旅行業法により規制されています。万が一、旅行会社が倒産しても、登録会社であれば登録行政に預けた営業保証金から弁済されますが、無登録業者や海外の旅行会社には旅行業法における消費者保護がないため注意しましょう。

参考：社団法人日本旅行業協会ホームページ <http://www.jata-net.or.jp/>

広告

お隣さんとは
仲良くしたいね

境界問題の専門家である
土地家屋調査士と、
法律の専門家である
弁護士が協働して、
土地境界のトラブル解決の
お手伝いをいたします。
いちど相談してみませんか。

<http://www.adr-kyoto.com>

登録日：平成22年4月1日
認証番号：第05号

かいけつサポート
お申し込み
お問い合わせは ☎075-221-5258

京都境界問題解決支援センター
京都土地家屋調査士会
協力/京都弁護士会
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439 FAX 075-221-5259

広告

URL ; <http://www.kyoto-marutsuke.co.jp/>

製造・卸
株式会社 丸漬
まるつけ
〒600-1847
京都市下京区朱雀分木町
電話(075)321-6428
ファックス(075)311-6239

確かな品質と安心・安全を
心掛けております。

KYO TSUKEMONO
MARUTSUKÉ
KYOTO